設備規則第49条の24第3項第1号に規定する携帯移動地球局の無線設備	ＩＭＤ
設備規則第49条の24第3項第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備	ＩＭＤ２
設備規則第49条の24第4項に規定する携帯移動地球局の無線設備	ＩＭＢＧＡＮ
設備規則第49条の24第5項に規定する携帯移動地球局の無線設備	ＩＭＧＳＰＳ
［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第二百五十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第三項、第四十九条の二十四第一項第四号、第二項第四号、第三項第四号、第四項第四号、第五項第四号、第六項第四号及び第七項第四号並びに別表第一号注33の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十六号（インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年八月二十九日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
［第一　略］ ［削る］	［第一　同上］ 第二　インマルサット携帯移動地球局のインマルサットＭ型の無線設備 一　第一の一の条件に適合すること。 二　等価等方輻射電力は、一九デシベル又は二五デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）であり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、次のとおりであること。 1　空中線の衛星指向仰角が二〇度未満の場合には、（一）三デシベルから（＋）三デシベルまでの範囲とする。 2　空中線の衛星指向仰角が二〇度以上の場合には、（一）三デシベルから（＋）二デシベルまでの範囲とする。 第三　インマルサット携帯移動地球局のインマルサットミニＭ型の無線設備 一　第一の一の条件に適合すること。 二　等価等方輻射電力は次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。

区別	等価等方輻射電力
無線高速データによる通信を行う場合	一九デシベル、二一デシベル、二三デシベル又は二五デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。）であり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、（一）二デシベルから（＋）二デシベルまでの範囲とする。

設備規則第49条の24第5項第1号に規定する携帯移動地球局の無線設備	ＩＭＤ
設備規則第49条の24第5項第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備	ＩＭＤ２
設備規則第49条の24第6項に規定する携帯移動地球局の無線設備	ＩＭＢＧＡＮ
設備規則第49条の24第7項に規定する携帯移動地球局の無線設備	ＩＭＧＳＰＳ
［同左］	［同左］